不利益処分の処分基準

処	分の内	容	補償金の原因者に対する負担命令
所	管 部 課 係	名	インフラ整備部下水道課下水道業務係
根挑	処法令及び条	₹項	下水道法第38条第6項
			6 公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者は、第四項の規定による補償の原因となつた損失が第二項第三号の規定による処分又は命令によるものであるときは、当該補償金額を当該理由を生じさせた者に負担させることができる。
処			第38条第4項
(公共下水道管理者は、第2項の規定による処分又は命令により損失 を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償しなければならない。
	関係条	項	
		7.5	前2号に掲げる場合のほか、公共下水道の管理上の理由以外の理由
			に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合
			古中でしの共見 バー・モノー 「ヨのタセパウムット」 の セッチャ
分			事案ごとの裁量が大きく、上記の条文に定める以外の基準を 設定することは困難である。
	基準		
	(未設定の	場	
	合はその理由)		
基			
	4 + +	-ari	
	参考事	項	
準	設定等年月	日	平成27年4月1日設定(平成 年 月 日最終変更)